

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく  
 国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正す  
 る件

○国税庁告示第 24 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく  
 国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国  
 税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係  
 者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通  
 信の技術の利用に関する法律等（令和元年法律第十六号）の一部を改正する法律（令和元年第十  
 六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から適用する。

令和元年十二月十三日

国税庁長官 星野 次彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲  
 げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
○別表			○別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同左]		
規則第四 条第二号 ニ	個人番号利用事務 実施者が適当と認 める方法	国税手続電子証明 書（ <u>国税関係法令 に係る情報通信技 術を活用した行政 の推進等に関する 省令（平成十五年 財務省令第七十一 号。以下「オン化 省令」という。）第 二条第一項第二号 に規定する電子証 明書（同号ロに該 当するものを除 く。）をいう。）及 び当該国税手続電 子証明書により確 認される電子署名 （電子署名及び認 証業務に関する法 律（平成十二年法 律第百二号。以下 「電子署名法」と いう。）第二条第一 項に規定する電子 署名をいう。以下</u>	規則第四 条第二号 ニ	個人番号利用事務 実施者が適当と認 める方法	国税手続電子証明 書（ <u>国税関係法令 に係る行政手続等 における情報通信 の技術の利用に関 する省令（平成十 五年財務省令第七 十一号。以下「オ ン化省令」とい う。）第二条第一項 第二号に規定する 電子証明書（同号 ロに該当するもの を除く。）をいう。） 及び当該国税手続 電子証明書により 確認される電子署 名（電子署名及び 認証業務に関する 法律（平成十二年 法律第百二号。以 下「電子署名法」 という。）第二条第 一項に規定する電 子署名をいう。以</u>

		「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)			下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)
		[略]			[同左]
		<u>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件</u> (平成十八年国税庁告示第三十二号)第七号に規定するオン化省令第四条第二項又は <u>第四項及び第七項の規定により通知された識別符号及び暗証符号により認証する方法</u>			<u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件</u> (平成十八年国税庁告示第三十二号)第七号に規定するオン化省令第四条第二項又は <u>第三項及び第六項の規定により通知された識別符号及び暗証符号により認証する方法</u>
	[略]			[同左]	
備考 表中の[ ]の記載は注記である。					